



更 正 決 定

控訴人・附帯被控訴人 株式会社セレマ
控訴人 株式会社らくらくクラブ
被控訴人・附帯控訴人 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
ほか9名

上記当事者間の平成24年(ホ)第281号解約金条項使用差止請求，解約金請求，解約金返還請求，不当利得返還請求控訴事件，同年(ホ)941号同附帯控訴事件につき，当裁判所が平成25年1月25日に言い渡した判決に対して，控訴人らから同判決の更正決定の申立てがされたので，次のとおり決定する。

主 文

- 1 上記判決の主文1(1)項中，「14.27円に契約年数を掛けた金額」とあるのを，「14.27円に契約月数を掛けた金額」と更正する。
- 2 [Redacted]
- 3 [Redacted]
- 4 [Redacted]
- 5 [Redacted]
- 6 [Redacted]
- 7 [Redacted]
- 8 [Redacted]

[Redacted]
9 [Redacted]

[Redacted]
10 [Redacted]

[Redacted]
11 [Redacted]
[Redacted]

12 [Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

約月数（1月未満は切り捨て）を掛けた金額」と更正する。

理 由

上記更正に係る箇所には、前記判決別表2の「1件月当たり」欄に記載されている互助会員に対するニュース及び入金状況通知の作成・送付費用（1件月当たりの金額）につき、1年当たりの金額と誤記して、金額を計算した明白な誤りがある。よって、主文のとおり決定する。

平成25年2月5日

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 山 田 知 司

裁判官 水 谷 美 穂 子

裁判官 和 久 田 道 雄

これは正本である。

平成25年2月5日

大阪高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 堀内 研

